

にしこやまつり 2026 出店募集要項

1 募集概要

(1) イベント名

にしこやまつり 2026

荏原地区（特に西小山）の知名度向上および活性化を目的とし、西小山駅前でのブース出店ならびに西小山駅周辺店舗の回遊も同時に楽しめるイベント。

(2) 実施日時

2026 年 10 月 25 日（日）11：00～16：00（予定）

(3) 会場

東急目黒線西小山駅周辺

(4) 出店パターン

①西小山駅前・駅前ロータリー出店

（飲食（調理食品 1 品目）約 19 店舗、物販・体験 約 18 店舗）

②西小山駅周辺の自店舗出店

③①と②の両方出店

(5) 出店料

(4)①の西小山駅前、駅前ロータリー出店の場合

・ 飲食 13,000 円(税込)

・ 物販、体験 5,000 円(税込)

(6) 貸出備品

・ 飲食 長机 2 台、椅子 3 脚、テント 1 張 (2.7m×1.8m)

・ 物販、体験 長机 2 台、椅子 3 脚、テント 1/2 張 (1.8m×1.8m)

・ 発電機 1,000W あたり 5,000 円（税込）で貸出可能 ※要事前申込

（事前に相談の上、発電機・ガスボンベとコンロ・備品などを各自持参可能）

・ 耐火ボード 1 枚あたり 1,000 円（税込）で貸出可能 ※要事前申込

(7) その他

入場無料

雨天決行・荒天中止

2 出店スケジュールについて

7 月 30 日～8 月 20 日	出店者募集期間
9 月上旬	出店者の決定通知・出店者説明会の案内
9 月下旬	出店者説明会
9 月 30 日	必要書類の提出・出店料の支払い期限
10 月 15 日	イベント告知開始（区報・チラシの配布等）
10 月 25 日	にしこやまつり当日（搬出入含む）

(1)出店申込

出店を希望する店舗は本イベント出店応募フォーム

(<https://forms.gle/SNws6BBhD3g1tvQAA>)にて必要情報を入力の上、 8月 20日(木)までに申し込むこと。

(2)審査方法

主催側（品川区、しながわ観光協会）は、出店内容および過去の出店実績等から、総合的に審査し、出店者を決定する。

(3)決定時期および決定通知

出店者の決定は9月上旬を予定し、決定後、申込者全員に出店の可否通知を送付する。

(4)会場内における出店場所の決定

出店者の出店場所は、申込時の出店内容等をもとに主催側で調整のうえ決定する。

3 出店規則

(1)各種提出物、および出店料支払の締め切りを順守すること。

(2)出店者説明会（9月下旬開催予定）に必ず出席すること。

(3)貸出備品（1募集概要(6)）に含まれない備品においては、出店者の費用負担において搬入・設置・撤去を行うこと。

(4)本イベント実施日時（11時～16時）を厳守すること。

(5)商品が完売となった場合であっても15時まではブースにスタッフを残し、自店のPR活動等を行うこと。ただし、車両の会場内への乗り入れによる片付けは、イベント終了時刻以降、主催側の指示に従い行うこと。

(6)行列が伸びて会場内の動線を塞いでいる、隣接する店舗の前まで行列が伸びている等、列の收拾がつかなくなった場合は、出店者は主催側へ報告し、指示に従うこと。

(7)撤収終了時間までには清掃等を済ませ、主催側に原状復帰の報告をすること。

(8)調理ゴミ・販売に際し生じた飲食ゴミ等は、各出店者にて責任をもって管理し、必ず持ち帰ること。

(9)火の取り扱い中、従業員は絶対にその場を離れないこと。

(10)火器使用店においては、消火器を設置すること。

(11)蛇口のついた容量18リットル以上のふたの付いた容器（給水タンク）を備えること。

(12)机に熱が伝わらないよう、耐火ボードを設置すること。

(13)保健所の指導に従って食品衛生対策を行う際、従業員に周知徹底をすること。

(14)その他、出店者説明会等で適宜運営側からの指示があった場合には従うこと。

4 保健所の検査・指導について

以下のように食品衛生法及び食品表示法など関連法令の規定を順守すること。

- (1)食品衛生法及び食品表示法など関連法令東京都の「行事における臨時営業等の取扱要綱」の規定を順守すること。

詳細については、下記「臨時出店に関するご案内」を参照。

[https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/kyokatodokede/files/rinjishuttentebiki202503.p](https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/kyokatodokede/files/rinjishuttentebiki202503.pdf)

[df](#)

- (2)本イベントにおける食品の提供に関しては、東京都の「行事における臨時営業等の取扱要綱」に基づき、主催側が保健所への申請を行うものとする。主催側が申請し、保健所が承認した出品商品や調理工程を無断で変更してはならない。事前の届出と異なる商品や調理工程が見つかった場合は、当該商品の販売を中止とする。なお、申請内容に応じて、出店内容の一部変更をお願いする場合がある。
- (3)その他、適宜保健所からの指示があった場合には従うこと。

5 出店取り消し・辞退について

(1)出店の中止・変更について

以下の事項が発生した場合、主催側は当該出店者に対し是正を命じる。直ちにその指示に従わない場合は、当該出店者の本イベントへの出店中止・変更を命じることができる。

- ①申請内容について虚偽があった場合
- ②出店規約や関係法令等の違反
- ③保健所および消防署の実査・検査に応じない、指導に従わない。
- ④食中毒等事故（疑いの場合も含む。）
- ⑤来場者や他出店者、関係者に対する威圧・暴言・暴力等、悪質な行為
- ⑥イベント開催に著しい支障を与える行為

(2)出店の辞退について

出店者確定後の辞退は認められない。ただし、出店者のやむを得ない事情により出店できない場合、出店者は書面にて、主催側に届けること。主催側が適当と認めた場合に限り、出店料を返金する。

6 賠償、責任について

- (1) 本イベント出店に関連する事故や苦情があった場合は、開催期間中・終了後に関わらず、速やかに主催側に報告すること。
- (2)その他、出店者が会場や他の出店者のブース、設備並びに人身等に損害を与えた場合、当該補償または賠償は出店者の責任において行うものとする。

7 開催中止と損害責任について

(1)開催中止判断について

主催側は、災害、感染症、天災他の不可抗力原因により開催が困難となった場合は主催側の判断によって開催時間を変更（短縮）、もしくは開催を中止することがある。

(2)出店料以外の損害について

主催側は変更・中止によって生ずる損害、費用の増加、その他不利な事態について、一切責任を負わないものとする。

8 出店条件の順守

出店者は、主催側が定める一連の出店条件等について、これを順守すること。

9 出店者が提出した情報の公開について

出店者が提出した情報（商品紹介文や写真等）について、主催側による公式媒体での使用に加え、広報・運営を担う外部委託業者にも共有し、必要に応じて掲載を行う。

10 問い合わせ先・その他

メール：info@shinakan.skr.jp （しながわ観光協会事務局）

TEL:03-5843-7642 ※平日・土曜日 9:30-17:00